

Opinion

オピニオン：このページは会員の意見を紹介するページです。

「日の出町のゴミ処分場問題の現状」

日の出の森・支える会 江川美穂子

昨年の12月12日に都知事が、土地収用法に基づく第2処分場の事業認定を下ろしました。私たちは、現在埋立て中の谷戸沢処分場の汚水漏れをめぐる追求と、いよいよ土地収用に向かって動き出した第2処分場の建設反対運動と、それぞれに対応を迫られながらの3ヶ月でした。会議を重ね、厚生省へ・都庁へ・処分組合議会へと、体が幾つあっても足りない毎日です。

その中で、2月21日の東京地裁八王子支部の判決は、私たちの運動に大いに弾みをつける結果となりました。処分組合は、その後控訴したものの、司法の決定は相当の打撃を与えたことには間違えありません。判決内容は、谷戸沢処分場のデータ閲覧権は「町民全てにある。」とした上で、処分組合が「ない」とした地下水の電気伝導度の記録に関しても、「記録はあると推測できる。」とし公開するよう求めたものでした。

また、3月22日付けで厚生省は、都へくわめて異例と言われる「要請書」を出しました。この中で、「谷戸沢処分場の汚水漏れに関し、公開の上、十分な調査を、住民参加のもとで行うよう」求め、あわせて、処分組合を構成する27自治体へも、同様の文書を送っています。私たちは、厚生省が要請した内容にそった調査を早急に実施させるため、都や各自治体へ、「公開質問状」を送付することにしました。先日、谷戸沢処分場には、13年間で約600gの猛毒ダイオキシンが埋立てられていると言う、計算結果が専門家によって発表されました。これは、700万人分の致死量に相当するものです。

ゴミを焼却することによって、ダイオキシンが生成され、大気や灰を汚染すること。そして、最終処分場にそのダイオキシンが蓄積されることを充分認識し、水源地に造られた谷戸沢処分場を、早急に調査する必要があります。

しかし、(もう一方で) 第2処分場をめぐっては、昨年から引き続き建設・搬入用道路の工事が進行し、さらに、3月19日からは、本体工事が着工と

なっています。厚生省と都の補助金も、3月22日に下りたので、予定より4ヶ月遅れた工事着工の遅れを取り戻すかのように、我武者羅に、来年4月の開場に向かって建設を進めているのです。

私たちがトラスト運動を展開している土地は、第2処分場2期工事の部分にあり、今後、処分組合は「土地調査」を作成し、収用委員会へ収用申請することになりますが、3月18日に行われた調査作成のための＜立入調査＞では、私たちは現地に宿泊した人も含めて、約150名と＜立入調査＞を阻止しました。

日の出町のゴミ処分場をめぐる運動は、国が乗り出したことで、今後ますます、日本のゴミ行政を変える象徴的な運動になりつつあります。

どうぞ、ご支援よろしくお願ひします。

問い合わせ　日の出の森・支える会／トラスト運動事務局　TEL & FAX 0425(28)4453

「会報 NO. 5」に続き再度忙しい中、江川美穂子さんに原稿をお願いしその後を報告してもらいます。（「会報 NO. 2」では「自区内処理を実現する市民プロジェクト」の代表の服部さんの運動の大局的な話をレポートしました。）日の出町・三多摩・都庁・厚生省（霞が関）、驚くばかりの行動力・エネルギーを彼女達は發揮してます。各方面へのあらゆる行動の積み重ねが、初めて成果を勝ち取れるのだなあと、彼女達の行動形態は、まさにリゾームだった。[参考文献：監修・梶山正三「ごみ問題紛争辞典」（リサイクル文化社95.9）、田島征三「森に棲みついた悪魔」（法藏館）・「森からの手紙」（労働旬報社）]

ダイオキシンとリプロダクティブ・ヘルス（リプロ・ヘルス）、単なるゴミ処理場の問題ではなく、すぐれて環境・生命の問題だと捉え直す必要があります。却下には、23区への都のゴミ処理の移管があり、焼却場を造らせない立場からの運動が必須です。

会報委員 長谷川 文昭